

地方独立行政法人山梨県立病院機構平成28年度計画

第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療の提供

(1) 政策医療の提供

① 県立中央病院

救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。

ア 救命救急医療

- ・三次救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図り、迅速で効率的な治療を行う。
- ・ドクターへリ及びドクターカーの活用により、早期の救命救急医療を提供する。
- ・総合診療科・感染症科において、どの診療科にも属さない診断困難な患者の診療を行うとともに、救命救急センターと連携し、患者の重症度や緊急性に応じて柔軟に対応していく。

イ 総合周産期母子医療

地域の分娩取扱医療機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。

また、胎児超音波スクリーニング検査などにより、胎児のリスク判定を行うとともに、分娩までの継続的なサポートを行う。

ウ がん医療

(ア) がん治療の充実

手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。

がんセミナーや市民公開講座を開催するなど、県民に向けた情報提供等に取り組む。

(イ) 緩和ケア診療の充実

身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などで構成される緩和ケアチームを中心に緩和ケア診療を充実する。

(ウ) キャンサーボードの充実

がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードを充実する。

(エ) ゲノム解析の推進

ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型のがん医療創出に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。

(オ) 遺伝カウンセリングの推進

乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがんの患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。

エ 難病（特定疾患）医療

専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療提供を行う。

オ エイズ医療

患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするため、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。

カ 感染症医療

一類感染症（エボラ出血熱など7疾患）患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。

また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。

②県立北病院

増加する救急患者や児童思春期患者に対応するため、医療体制の充実を図り、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供する。

ア 精神科救急・急性期医療

本県における精神科救急医療体制の強化に対応するとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。

イ 児童思春期精神科医療

思春期に特有な精神疾患の治療について、児童思春期病棟を中心に、関係医療機関と連携して病態に応じた医療を提供するとともに、より高度で専門的な児童思春期医療体制づくりについて検討し、準備を進める。

ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療

多職種治療チームによる充実した医療を提供し、対象者の社会復帰を促進するとともに、社会復帰した対象者の通院治療について充実を図る。

エ 重度・慢性入院患者への医療

重症患者や長期在院重症患者に対し、さらに高度な医療を提供するとともに、多職種治療チームによる治療体制の充実を図り、退院と社会復帰を目指す。

オ 重症通院患者への医療

退院し地域で生活する重症患者に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるデイケアなどの通院治療やアウトリーチ（訪問支援）などにより医療を提供する体制強化の準備を進める。

(2)質の高い医療の提供

①医療従事者の育成、確保及び定着

- ・高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人間的資質が優れ、診療能力が高い医療従事者の育成、確保及び定着に努める。
- ・研修医向けの実践的講座の充実を図るとともに、医師の研修内容や育成方法について検討を進める。
- ・医学生を対象とした臨床研修プログラムの説明会を開催するとともに、病院説明会の実施等の広報活動を行い、臨床研修医の確保に努める。
- ・医師事務作業補助者及び看護補助者を拡充し、医療従事者の業務負担の軽減及

び処遇の改善を図る。

② 7対1看護体制への柔軟な対応

看護師採用試験の複数回実施や中途採用などにより、必要な看護師の確保を図るとともに、適切な人事管理や運用病床の運営、業務改善を行い、7対1看護体制を継続する。

また、各病棟を管理し、指導的な立場にある看護師長の役割が重要となってきたことから、その処遇の改善を図る。

③ 医療の標準化と最適な医療の提供

- ・クリニカルパスの電子化を進めるとともに、DPCから得られる情報を活用し、随時、クリニカルパスの点検・見直しを行う。
- ・DPCから得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。
- ・リニアックを活用し、画像誘導放射線治療（IGRT）などの高精度放射線治療を行うとともに、最新のロボット手術システムを導入し、前立腺がんを治療するなど、最適な医療を提供する。
- ・中央病院精神科の充実を図り、一般の身体医療の中で起こる様々な精神科疾患に対して、精神科医等が共同して治療を行う（精神科リエゾン）とともに、入院治療が必要な精神科疾患の患者の紹介など、北病院等との連携を強化する。

④ 高度医療機器の計画的な更新・整備

中期計画で定めた高額医療機器の整備にあたり、機能・性能等と整備に係る費用のバランスを考慮して機種の選定を行う。

⑤ 病院施設の適切な修理・改善

病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。

(3) 県民に信頼される医療の提供

① 医療安全対策の推進

ア リスクマネージャーの活用

リスクマネージャーを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。

イ 情報の共有化

より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。

ウ 医療事故への対応

医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。

② 医療倫理の確立

患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。

③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築

疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。

また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。

④ 医薬品の安心、安全な提供

中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。

⑤患者サービスの向上

各科受付から精算までの患者の流れをさらに円滑にするため、ブロック受付業務、会計・精算事務の見直し等を行い、インフォメーションデスクの設置を検討するとともに、病院職員の接遇強化も図っていく。

また、入院などの説明をワンストップで行う入院センターの設置に向けた検討を行う。

⑥診療情報の適切な管理

紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。医療資源の有効活用を図る。

また、医療情報の効率的な管理を行うため、文書管理システムを導入する。

2 医療に関する調査及び研究

(1)新薬開発等への貢献

新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。

また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。

(2)各種調査研究の推進

医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。

3 医療に関する技術者の研修

(1)医療従事者の研修の充実

①医師の専門性の向上

研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。

②認定看護師等の資格取得の促進

認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。

③研修の充実

院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。

(2)県内の医療水準の向上

①地域医療従事者の研修

他の地域医療機関の医療従事者を対象とした病院セミナーの定期的な開催など、医療技術の向上に資する研修を実施する。

②研修、実習等の実施

他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。

③医療従事者養成機関からの実習生の受入れ

看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。

4 医療に関する地域への支援

(1) 地域医療機関との協力体制の強化

県立中央病院が、地域連携センターを中心に、いわゆる病病・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。

また、患者や担当職員が容易に地域の連携医療機関を確認できるようにするため、システム構築の検討を行う。

(2) 地域医療への支援

①医療機器の共同利用

他の医療機関等から県立中央病院所有の医療機器による検査等の依頼があつた場合は積極的に引き受ける。

②臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化

研修プログラムの内容を充実させ、指導医の育成、資質向上に取り組むとともに、新専門医制度において、内科、総合診療科、救急科、精神科では基幹施設として、またその他の科では連携施設として、専修医（専攻医）の受け入れを行うため、各領域の研修管理委員会の発足など、必要な準備を行う。

③公的医療機関の支援

県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。

(3) 地域社会への協力

①救急救命士の育成

救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。

②看護師養成機関等への講師派遣

看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。

③公的機関からの鑑定・調査への協力

公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。

5 災害時における医療救護

(1) 医療救護活動の拠点機能

- ・大規模災害を想定したトリアージ訓練などを行う。
- ・災害発生時には、知事の要請に応じてDMA Tを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を發揮する。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMA T等を派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築

- ・医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員の機動的配置に努める。
- ・医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。
- ・肺がん・呼吸器病センター及び遺伝子診療センターなどを設置するとともに、診療分野ごとに内科、外科を細分化し再編成するなど、大幅な組織の見直しを行い、最適な医療を提供していく。

2 効率的な業務運営の実現

- ・適正な外部委託を継続するため、業務内容の課題発見や改善を隨時行うよう努める。
- ・医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要に応じて職員を採用するとともに、法人内における弾力的な配置を進める。

3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減

(1) 診療報酬請求の事務の強化

- ・診療報酬事務職員の専門研修の実施やプロパー化等により、診療報酬部門の強化を図る。
- ・診療報酬改定に迅速かつ適切に対応することができる人員体制や院内の連携体制を構築する。
- ・レセプト請求の迅速化及び減点防止を徹底する。
- ・診療報酬請求や医師事務補助の体制強化のため、病棟クラーク業務などの困難度や専門性の高い業務に従事する職員に対し、処遇の改善を図る。

(2) 料金収入の見直し

診療報酬基準以外の料金について、新規需要等を的確に捉え、隨時適正な料金の設定を図る。

(3) 未収金対策

患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。

(4) 材料費の適正化

材料の新規採用にあたり、院内の関係者で構成される院内委員会により效能・効果等の必要性及びコストを比較し、適正な選択を行う。

また、後発医薬品の採用、同種同等品への切替等による材料費の適正化に努めるとともに、共同購入によるコストの削減について検討を進める。

4 事務部門の専門性の向上

医療事務に精通したプロパー職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。

5 職員の経営参画意識の向上

(1) 経営関係情報の周知

医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周

知し、職員の経営参画意識を高める。

(2) 取組の共有化

中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をしたうえ、その取組状況の共有を図る。

(3) 職員提案の奨励

職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討をしていく。

6 職場環境の整備

(1) 働きやすい職場環境の整備

- ・働きやすい職場環境の実現に向け、各現場における職員の感想や意見をより的確に把握するため、職員満足度調査を実施する。
- ・労働安全衛生法に基づくストレスチェックや職員の働きやすい職場環境を整備していくため、労働安全対策局を設置する。
- ・仕事と生活の調和の取れた職場環境の実現のため、病児・病後児保育の開設準備を進める。

(2) 資格取得を含む研修の充実

病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を充実する。

また、医療従事者の臨床研修、技術研修を強化するため、教育研修センターに臨床研修センター及び医療教育シミュレーションセンターを設置する。

(3) 公平で客観的な人事評価システムの導入

簡素で公平な人事評価制度を活用し、業績や能力を給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理を行っていく。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成28年度）

（単位 百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	25,221
医業収益	21,426
運営費負担金	3,520
その他営業収益	275
営業外収益	476
運営費負担金	169
その他営業外収益	307
資本収入	1,119
運営費負担金	0
長期借入金	1,119
その他資本収入	0

その他の収入		0
計		26,816
支出		
営業費用		21,393
医業費用		21,237
給与費		9,882
材料費		7,858
経費		3,366
研究研修費		131
一般管理費		156
営業外費用		235
資本支出		4,840
建設改良費		1,872
償還金		2,968
その他の支出		6
計		26,474

【人件費の見積り】

期間中総額 9,997 百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項の規定により算定された額とする。

長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（平成 28 年度）

(単位 百万円)

区分	金額
収入の部	
営業収益	25,792
医業収益	25,329
運営費負担金収益	21,395
資産見返負債戻入	3,521
その他営業収益	139
営業外収益	274
運営費負担金収益	463
その他営業外収益	168
臨時利益	295
計	0
支出の部	
営業費用	24,520
計	23,228

医業費用	23,074
給与費	9,878
材料費	7,291
経費	3,156
減価償却費	2,628
研究研修費	121
一般管理費	154
営業外費用	1,108
臨時損失	184
純利益	1,272
目的積立金取崩額	0
総利益	1,272

3 資金計画（平成 28 年度）

(単位 百万円)

区分	金額
資金収入	41,357
業務活動による収入	25,679
診療業務による収入	21,426
運営費負担金による収入	3,689
その他の業務活動による収入	582
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,119
長期借入金による収入	1,119
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	14,541
資金支出	41,357
業務活動による支出	21,628
給与費支出	9,997
材料費支出	7,858
その他の業務活動による支出	3,773
投資活動による支出	1,833
固定資産の取得による支出	1,827
その他の投資活動による支出	6
財務活動による支出	3,013
長期借入金の返済による支出	1,301
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,667
その他の財務活動による支出	45
翌事業年度への繰越金	14,883

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 1, 000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応

第5 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への協力

県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。

2 法令・社会規範の遵守

県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。

3 積極的な情報公開

運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。

4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額 1, 827 百万円	国・県補助金、 長期借入金等

(2) 人事に関する計画

政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。

(3) 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。